

譲渡性預金

(2021年1月1日現在)

1. 商品名と概要	譲渡性預金 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>譲渡性預金とは、払い戻し期限（満期日）の定めがある預金ですが、一般の定期預金とは異なり、譲渡禁止の特約がなく当金庫の所定の手続きにより譲渡が可能な預金をいいます。</p> </div>
2. ご利用いただける方	団体のお客さま
3. 期間	
期日指定方式	1日以上10年以下 ＊ 満期時は、現金払いのお取り扱いになります。（自動継続方式のお扱いはできません。）
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただけます。
(2) お預け入れ金額	5,000万円以上
(3) お預け入れ単位	1円単位
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	お預け入れ時における当金庫所定の利率を満期日まで適用します。
(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべて単利型となります。 ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 預入期間2年以上のものは中間利払いを行います。 中間利払日…お預入日の1年ごとの応当日 中間利払時の利率…約定利率と同率
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	総合課税（ただし、公益法人等の場合は非課税） ＊ 満期日（または中間利払日）現在における預金者の課税区分に応じて決定します。
8. 手数料	——
9. 付加できる特約条項	——
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	この預金は、満期日前に解約（中途解約）することはできません。
11. 預金の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、一般の定期預金とは異なり、譲渡禁止の特約がなく、利息とともに譲渡することができます。譲渡する場合は、当金庫所定の「譲渡通知書」を提出してください。 ただし、経過分の利息とともに譲渡でき、元本のみまたは利息のみの譲渡はできません。 ・ 譲渡方法は指名債権譲渡の方法によります。
12. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品ではありません。

13. 金利情報の入手方法	窓口または当金庫担当者にお問い合わせください。
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：四国労働金庫 お客様相談センター】 0120-505-690</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https:// www.shikoku-rokin.or.jp</p>
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
16. その他参考となる事項	満期日以後は利息は付利されません。

四国労働金庫